

登録事業者の条件

第1条 登録事業者は、協定木材を安定して供給するために、以下の書類を別途定める様式に基づき〇〇市に提出する。

- (1) 別紙に指定する供給可能な製材加工木材製品の基本的情報を示す一覧表
(申請時および製品等の変更時に提出)
- (2) 協定木材の供給実績
(年度毎に提出)

第2条 登録事業者は、〇〇市と連携、協力して協定木材の安定供給に努める。

第3条 登録事業者は、港区内における協定木材の活用を促進するための環境整備に努める。

第4条 登録事業者は、〇〇市に対して提出する文書等が、本制度における利用を前提として港区に対して提供・開示されることを承諾する。

登録事業者は、港区が定める協定木材であることを示すため、納品書等に「uni4m」と明記する。また、下図の「uni4m マーク (ユニフォームマーク)」を対象木材に使用することができる。

